

検討中の内容を含みます

介護保険システム等標準化検討会
合同WT（第1回）
令和7年6月27日 【資料3】

介護保険システム等標準化検討会 合同WT（第1回）

第1回合同WTの検討概要

令和7年6月27日
事務局提出資料

1. 第1回合同WTにおける検討範囲

○ 第1回合同WTで検討する範囲は以下のとおりです。

No	検討事項	見直し契機	関連箇所	改定予定時期
1	介護分野におけるDXの推進への対応 (介護保険部会での議論等を踏まえた適合基準日の見直しに関する検討状況、 介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書の内容等を踏まえた対応 等)	制度改正	2頁～7頁	令和7年8月
2	介護保険料等における基準額の調整(令和6年(1～12月)の老齢基礎年金(満額) の支給額が809,000円と80万円を超えること)に伴う対応	制度改正	8頁	令和7年8月
3	被保険者証等における記載事項変更(総合事業の名称変更や、刑法改正に伴う対 応等の整備政省令の通知に合わせた)対応	制度改正	9頁～10頁	令和7年8月
4	令和7年度税制改正大綱(令和6年12月27日閣議決定)における所得税の基礎控除 の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ(55万円を65万円に引き上げ) に伴う対応 ※ 令和8年度分以後の個人住民税について適用	制度改正	11頁	令和7年8月
5	高額合算自動償還への対応 ※令和6年度からの継続検討事項 (「給付-44_高額医療合算介護(予防)サービス費支給申請書兼自己負担額証明書 交付申請書」への項目追加に伴う対応)	制度改正	12頁	令和7年8月
6	標準化PMOツールや関係省庁、検討会構成員からのご意見・ご質問等を踏まえた 機能の見直しや訂正	制度改正以外	13～16頁	令和7年8月

・令和7年までの行政手続オンライン化に向けた対応として、追加される事務手続きについて国がプリセットの対応を行うことにより、帳票詳細要件及び帳票レイアウト等に影響する可能性があり、その場合は標準仕様書を見直すこととなります。

2. 介護分野におけるDXの推進への対応(1/6)

○ 検討論点1「介護分野におけるDXの推進への対応」は以下のとおりです。

- (1) 適合基準日の見直し
- (2) 介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書を踏まえた見直し

(1) 適合基準日の見直し

介護情報基盤との連携に関する機能について、標準仕様書【第4.1版】では以下のとおり規定している。

機能・帳票要件					【実装区分】◎：実装必須機能、○標準オプション機能、×：実装不可機能			適合基準日		
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	介護保険システム	認定審査システム	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
1 介護保険共通	1.1 他システム連携			0231419	介護情報基盤に、介護保険被保険者資格情報を提供する。 ※1 連携項目、CSVファイルの授受に関するAPI連携の仕様等については、「介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書(仮称)」に準拠すること ※2 日次(1日1回以上の頻度)で自動連携すること ※3 全件又は差分とすること ※差分連携を推奨 ※4 返却された登録結果(コード、内容)を確認できること	◎	×	※3のとおり、連携単位として全件と差分を想定している。 全件：介護情報基盤へ連携する条件を満たす情報を送付済も含めすべて対象とする。 差分：介護情報基盤に送付済の情報から変更があった情報、及び未送付の情報を対象とする。 【第4.0版】介護分野におけるDXの推進への対応に伴い、当該機能を追加 【第4.1版】介護情報基盤のインタフェース仕様書の名称を訂正	【第4.0版】にて新規追加 介護保険システムと介護情報基盤の連携については、総務省が規定する「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考に、各自治体の情報セキュリティポリシー、ネットワーク構成等を踏まえ各自治体が個別判断すること。	令和8年4月1日 ※
1 介護保険共通	1.2 マスタ管理機能	1.2.18.		0231431	介護保険に関わる事業所(介護サービス事業者、介護保険施設、医療機関等)の所属者情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・事業所番号 ・所属者名 ・所属者番号 ・所属者有効開始日 ・所属者有効終了日 ・所属者メールアドレス ・所属者参照パスワード ※ 介護保険に関わる事業所情報(介護サービス事業者、介護保険施設、医療機関等)と所属者情報は結び付けられること	◎	◎	当要件にて、以下の情報を管理することを想定している。 ・「2.被保険者資格」における施設(介護保険施設、住所地特例施設、適用除外施設等)の担当者情報 ・「7.認定管理」における認定調査員や医師、審査員に関する情報 ・「8.給付管理」「10.総合事業」における居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、サービス提供事業者、住宅改	【第4.0版】機能ID 0230077より変更	令和8年4月1日 ※

機能ID 0231429～0231419として、介護情報基盤との連携に関する機能を規定しており、機能ID 0231430～0231432として、介護情報基盤との連携にて必要となる管理項目を追加している。

<機能・帳票要件_0.インデックス・改定履歴の「改定履歴」より抜粋>

第4.1版	令和7年1月31日	介護情報基盤対応	機能ID	変更内容	備考
			0231419	変更なし	
			0231420	変更なし	
			0231421	変更なし	
			0231422	変更なし	
			0231423	変更なし	
			0231424	変更なし	
			0231425	変更なし	
			0231426	変更なし	
			0231427	変更なし	
			0231428	変更なし	
			0231429	変更なし	
			0231431	変更なし	

令和8年4月1日
※標準準拠システムへの移行に関する状況及び介護保険部会での議論を踏まえ調整中。

第4.1版では実装必須機能の適合基準日は、「令和8年4月1日※」としており、機能・帳票要件の改定履歴にて、「※標準準拠システムへの移行に関する状況及び介護保険部会での議論を踏まえ調整中。」と補記している。(左図のとおり。)

2. 介護分野におけるDXの推進への対応(2/6) (1) 適合基準日の見直し

○第118回(令和7年3月17日)社会保障審議会介護保険部会にて、適合基準日の考え方について以下のとおり示されている。

② 適合基準日

⇒ 全市町村で、介護情報基盤との連携を含めた標準化対応を完了し、介護情報基盤の活用を開始する時期(各市町村の介護保険事務システムが、介護情報基盤へデータ送信する機能を具備する必要がある期限)

また、適合基準日として定める日付について、以下のとおり検討方針が示されている。

- 介護情報基盤との連携を含めた市町村の介護保険事務システムの標準化対応の適合基準日については、令和8年度以降とする方向で引き続き検討することとしてはどうか。

○実装必須機能の適合基準日を検討するにあたっては、介護情報基盤に関する全体スケジュールも考慮する必要がある。

<第118回(令和7年3月17日)社会保障審議会介護保険部会「資料2介護情報基盤について」より抜粋>



2. 介護分野におけるDXの推進への対応(3/6) (1) 適合基準日の見直し

○適合基準日を定めるにあたっては、想定される改正介護保険法施行日や本格運用開始日、初回セットアップの期間等を踏まえる必要があると考えられる。一方でベンダのシステム対応にも一定期間は必要となると考える。以下は、考慮すべき点に対して影響する関係者と2案の適合基準日を相対的に比較した場合のリスクの度合いを整理したものである。

<凡例>○:相対的にリスク低、△:相対的にリスク高

検討時の考慮すべき点	影響する関係者		適合基準日(2案)	
	自治体	ベンダ	案1 令和8年10月1日	案2 令和9年1月1日
介護情報基盤の連携機能等の開発期間	—	あり	△	○
介護情報基盤への初回セットアップ期間(準備等含む)	あり	あり	○	△
介護情報基盤経由での情報共有開始に向けた周知期間	あり	—	○	△
令和9年度制度改正への対応期間	あり	あり	○	△

上表の内容をもとに、事前にベンダ構成員へのヒアリングと分科会を開催し、構成員と直接意見交換を実施した結果、ベンダ構成員から以下のような意見があがりました。

- 適合基準日までに市町村へ機能提供(導入)まで行う必要があり、期間は確保したほうがよい。
- 介護情報基盤への初回セットアップを令和8年度から段階的に実施できるのであれば、機能のリリースを段階的に行い、初回セットアップを分散する工夫は可能と考える。
- 令和9年度制度改正への対応について、規模感が不明な状況ではあるが、介護情報基盤への対応と合わせて市町村へ機能提供することで作業負担の軽減が見込めると考える。

以上の内容も踏まえ、機能要件の適合基準日は「令和9年1月1日」へ見直しました。

2. 介護分野におけるDXの推進への対応(4/6) (1) 適合基準日の見直し

○適合基準日の見直しにより、以下のとおり機能・帳票要件を見直しました。

No	対応内容	修正箇所
1	適合基準日の見直し	機能・帳票要件_1.介護保険共通 機能ID:0231419~0231429を修正 また、機能ID 0231431の管理項目「所属者メールアドレス」「所属者参照用パスワード」を別の機能ID 0231457として新規追加

適合基準日を「令和9年1月1日」へ変更

<修正例> 機能ID 0231419、02301431の場合

機能・帳票要件				※ 小項目には機能ID (日) のIDを設定している。		【実装区分】◎：実装必須機能、○標準オプション機能、×：実装不可機能		要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	介護保険システム	認定審査会システム			
1 介護保険共通	1.1 他システム連携		訂正	0231419	介護情報基盤に、介護保険被保険者資格情報を提供する。 ※1 連携項目、CSVファイルの授受に関するAPI連携の仕様等については、「介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書(仮称)」に準拠すること ※2 日次(1日1回以上の頻度)で自動連携すること ※3 全件又は差分とすること ※差分連携を推奨 ※4 返却された登録結果(コード、内容)を確認できること	◎	×	※3のとおり、連携単位として全件と差分を想定している。 全件：介護情報基盤へ連携する条件を満たす情報を送付済も含めすべて対象とする。 差分：介護情報基盤に送付済の情報から変更があった情報、及び未送付の情報を対象とする。 【第4.0版】介護分野におけるDXの推進への対応に伴い、当該機能を追加 【第4.1版】介護情報基盤のインタフェース仕様書の名称を訂正 【第5.0版】適合基準日を変更	【第4.0版】にて新規追加 介護保険システムと介護情報基盤の連携については、総務省が規定する「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考に、各自治体の情報セキュリティポリシー、ネットワーク構成等を踏まえ各自治体が個別判断すること。	令和8年4月1日 ※ 令和9年1月1日
1 介護保険共通	1.2 マスタ管理機能	1.2.18.	修正	0231431	介護保険に関わる事業所(介護サービス事業者、介護保険施設、医療機関等)の所属者情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・事業所番号 ・所属者名 ・所属者番号 ・所属者有効開始日 ・所属者有効終了日 ・ 所属者メールアドレス ・ 所属者参照用パスワード ※ 介護保険に関わる事業所情報(介護サービス事業者、介護保険施設、医療機関等)と所属者情報が紐づけられること	◎	◎	当要件にて、以下の情報を管理することを想定している。 ・「2.被保険者資格」における施設(介護保険施設、住所地特例施設、適用除外施設等)の担当者情報 ・「7.認定管理」における認定調査員や医師、審査員に関する情報 ・「8.給付管理」「10.総合事業」における居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、サービス提供事業者、住宅改修事業者等の担当者情報	【第4.0版】機能ID 0230077より変更	令和8年4月1日 ※
1 介護保険共通	1.2 マスタ管理機能		新規追加	0231457	機能ID 0231431の管理項目に加え、以下の管理項目を所属者情報として登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・所属者メールアドレス ・所属者参照用パスワード	◎	◎	当者情報 管理項目「所属者参照用パスワード」の詳細は、「*****インタフェース仕様書」に準拠すること また、介護保険認定審査会資料情報を参照する認定審査員が利用するために設定する初期パスワードを想定している。 管理項目「電子的提出可否コード」は、認定	【第5.0版】新規追加	令和9年1月1日

適合基準日の見直しに伴い、介護情報基盤との連携で必要となる項目について、適合基準日を変更した別の機能IDで新規追加

2. 介護分野におけるDXの推進への対応(5/6)

(2) 介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書を踏まえた見直し①

介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書として、「介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書(第1.0版)」(令和7年3月31日公開)が策定されており、定められたインタフェース仕様性に倣い、標準仕様書への反映が必要となるため、以下のとおり見直しました。

No	対応内容	修正箇所
2	介護被保険者証利用情報の連携機能の追加	機能・帳票要件_1.介護保険共通に、連携機能として1.1 他システム連携に、機能ID 0231455、0231456を新規追加 また、介護被保険者証利用情報を管理する機能として1.3 データ管理機能に、機能ID 0231458を新規追加

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID (旧) のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
						介護保険システム	認定審査会システム			
1 介護保険共通	1.1 他システム連携		新規追加	0231455	介護情報基盤に、介護被保険者証利用情報を提供する。 ※1 連携項目、CSVファイルの授受に関するAPI連携の仕様等については、「介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書」に準拠すること ※2 日次(1日1回以上の頻度)で自動連携すること ※3 全件又は差分とすること ※差分連携を推奨 ※4 返却された登録結果(コード、内容)を確認できること	◎	×	※3のとおり、連携単位として全件と差分を想定している。 全件：介護情報基盤へ連携する条件を満たす情報を送付済も含めすべて対象とする。 差分：介護情報基盤に送付済の情報から変更があった情報、及び未送付の情報を対象とする。 【第5.0版】介護分野におけるDXの推進への対応に伴い、当該機能を追加	【第4.0版】にて新規追加 介護保険システムと介護情報基盤の連携については、総務省が規定する「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考に、各自治体の情報セキュリティポリシー、ネットワーク構成等を踏まえ各自治体が個別判断すること。	令和9年1月1日
1 介護保険共通	1.1 他システム連携		新規追加	0231456	介護情報基盤に、介護被保険者証利用情報を照会する。 ※1 連携項目、CSVファイルの授受に関するAPI連携の仕様等については、「介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書」に準拠すること ※2 随時で連携できること ※3 全件又は差分とすること ※差分連携を推奨 ※4 照会した結果(成功、失敗)も確認できること ※5 照会した情報は介護保険システムに取り込み、利用できること	◎	×	※3のとおり、連携単位として全件と差分を想定している。 全件：介護情報基盤からの取り出し時点で基盤に保管されている受信済も含めたとすべての情報を対象とする。 差分：介護情報基盤からの取り出し時点で未受信の情報をすべて対象とする。 【第5.0版】介護分野におけるDXの推進への対応に伴い、当該機能を追加	【第4.0版】にて新規追加 介護保険システムと介護情報基盤の連携については、総務省が規定する「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考に、各自治体の情報セキュリティポリシー、ネットワーク構成等を踏まえ各自治体が個別判断すること。	令和9年1月1日
1 介護保険共通	1.3 データ管理機能		新規追加	0231458	介護被保険者証利用情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書の介護被保険者証利用情報	◎	×	【第5.0版】新規追加		令和9年1月1日

2. 介護分野におけるDXの推進への対応(6/6)

(2) 介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書を踏まえた見直し②

介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書として、「介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書(第1.0版)」(令和7年3月31日公開)が策定されており、定められたインタフェース仕様に基づき、標準仕様書への反映が必要となるため、以下のとおり見直しました。

No	対応内容	修正箇所
3	介護保険認定審査会資料情報の管理項目の機能追加	機能・帳票要件_7.認定管理に、介護保険認定審査会資料情報で必要となる項目を管理できる機能を機能ID 0231461を新規追加

機能・帳票要件					【実装区分】◎：実装必須機能、○標準オプション機能、×：実装不可機能					
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
						介護保険システム	認定審査会システム			
7 認定管理	7.4 一次判定/二次判定(審査会)		新規追加	0231461	介護情報基盤に提供する介護保険認定審査会資料情報のうち、以下の管理項目を認定審査会の開催単位の登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・審査会資料ダウンロード可否フラグ ※「審査会資料ダウンロード可否フラグ」のコード値等は「介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書」に準拠すること	○	◎	【第5.0版】介護分野におけるDXの推進への対応に伴い、当該機能を追加	【第5.0版】にて新規追加	令和9年1月1日

※今後、介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書の更なる改版や関連する情報の見直し等があり、機能要件や管理項目、帳票レイアウト等に影響が出る場合は、所要の見直しが発生する可能性があります。

3. 介護保険料等における基準額の調整に伴う対応

○ 検討論点2「介護保険料等における基準額の調整に伴う対応」は以下のとおりです。

(令和6年(1~12月)の老齢基礎年金(満額)の支給額が809,000円と80万円を超えること)

【出典】介護保険最新情報Vol.1391「健康保険法施行令等の一部を改正する政令等の公布について(通知)」(老発0604第3号 令和7年6月4日)

老発0604第3号
令和7年6月4日

各 都道府県知事 殿
市町村長

厚生労働省老健局長
(公印省略)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令等の公布について(通知)

本日付で下記政令等(①~③)が別添のとおり公布され、本年8月1日から施行することとされたところです。

- ① 健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和7年政令第203号)
- ② 介護保険法施行規則の一部を改正する省令(令和7年厚生労働省令第65号)
- ③ 介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額等の一部を改正する告示(令和7年厚生労働省告示第177号)

(中略)

第2 改正の内容

1. 高額介護(予防)サービス費の支給における所得区分の見直しについて
 高額介護(予防)サービス費の支給における所得区分の基準の一部について、80万円から80.9万円に見直すこととする。(施行令第22条の2の2及び第29条の2の2関係)
2. 補足給付の支給並びに食費及び居住費の負担限度額の設定に係る所得区分の見直しについて
 補足給付の支給並びに食費及び居住費の負担限度額の設定に係る所得区分の基準の一部について、80万円から80.9万円に見直すこととする。(施行規則第83条の5、第97条の3及び第172条の2並びに介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額(平成17年厚生労働省告示第413号)並びに介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額(平成17年厚生労働省告示第414号)並びに介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額(平成17年厚生労働省告示第417号)並びに介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額(平成17年厚生労働省告示第418号)関係)

第3 施行期日

令和7年8月1日

検討論点	第5.0版案の概要
「介護保険料等における基準額の調整に伴う対応」として、高額介護(予防)サービス費の支給、及び、補足給付の支給並びに食費及び居住費の負担限度額の設定に係る所得区分の見直しも対象となることから、標準仕様書における必要な改定を行う。	介護保険システム標準仕様書では、高額介護(予防)サービス費の支給に関する基準額の記載は行っていないため、影響なしとなります。 補足給付の支給並びに食費及び居住費の負担限度額の設定に係る所得区分について、機能・帳票要件、及び、帳票レイアウトに記載があるため、見直しました。 【対応箇所】 機能・帳票要件_6.受給者管理 機能ID 0230529 帳票レイアウト_6.受給者管理 帳票ID 0230076 08.介護保険負担限度額認定申請書 帳票ID 0230077 09.介護保険特定負担限度額認定申請書(特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請)

<修正箇所>機能・帳票要件_6.受給者管理 機能ID 0230529

※ 小項目には機能ID (ID) を設定している。 【実装区分】 ◎: 実装必須機能、○: 標準オプション機能、×: 実装不可機能

改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
訂正	0230529	被保険者の負担限度額の申請・認定について、以下の限度額申請・認定情報が登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・限度額申請日 ・減免状態区分コード ・収入等に関する申告(生保老健区分コード、非課税80.9万以下区分コード、非課税120万以下区分コード、非課税120万円超区分コード) ・預貯金等に関する申告(収入等預貯金等申告区分コード※2、預貯金額、有価証券額、その他額、その他額内容) ・限度額認定日 ・限度額開始日 ・限度額終了日 ・食費施設負担限度額決定額 ・食費短期負担限度額決定額 ・居住費負担限度額(ユニット型個室、ユニット型個室的多床室、従来型個室(特養等)、従来型個室(老健・医療院等)、多床室) ・特入認定結果理由※1 ・特入入所者介護サービス区分コード ・決定通知発行日	◎	項目の名称等にある「非課税80.9万以下」は、令和7年度7月までは「非課税80万以下」に読み替えること。		令和8年4月1日
		※1 特入認定結果理由は、却下の場合に必ず設定すること ※2 収入等預貯金等申告区分コードは、預貯金、有価証券等の金額の合計が基準額以下であることを表す区分(該当/非該当)を管理できること(基準額は以下のとおり(申請書に記載あり)) 非課税80.9万以下: 1,000万円(夫単は2,000万円) 非課税80.9万以下: 650万円(夫単は1,650万円) 非課税120万円超: 550万円(夫単は1,550万円) 非課税120万円超: 500万円(夫単は1,500万円) 第2号被保険者: 1,000万円(夫単は2,000万円) ※3 照会管理できること		項目の名称等にある「非課税80万以下」を「非課税80.9万以下」へ変更しました。また、令和7年度7月までは「非課税80万以下」に読み替えることを補記しました。		

なお、データ要件・連携要件は令和7年2月の改定(第6.0版)にて反映済となっております。

4. 被保険者証等における記載事項変更対応(1/2)

○ 検討論点3「被保険者証等における記載事項変更対応」は、以下の2点に倣い帳票レイアウト等を見直しました。

①総合事業の名称変更

老発 0805 第 3 号
令和 6 年 8 月 5 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公印省略)

「地域支援事業の実施について」の一部改正について

標記の事業については、平成18年6月9日老発第0609001号本職通知の別紙「地域支援事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和6年4月1日から適用することとしたので通知する。

ついで、事業の実施について特段の御配慮をお願いするとともに、管内市町村に対して周知を図り、本事業の円滑な実施について御協力を賜りたい。

老発 0805 第 4 号
令和 6 年 8 月 5 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公印省略)

「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」の一部改正について

標記の事業については、平成27年6月5日老発0605第5号本職通知の別紙「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)により行われているところであるが、今般、ガイドラインの一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和6年4月1日から適用することとしたので通知する。

②刑法改正に伴う対応等の整備政省令の通知

拘禁刑創設の趣旨
懲役と禁錮を廃止し、新たな刑として拘禁刑を創設(令和7年6月1日施行)

令和7年4月1日
法務省矯正局

⇒ 刑法等の一部を改正する法律(令和4年6月13日成立)により、明治40年の刑法制定以来、初めて刑罰の種類を変更

改正前(令和7年5月31日まで)	改正後(令和7年6月1日から)
○刑法 (懲役) 第12条(略) 2 懲役は、刑事施設に拘置して 所定の作業を行わせる。 (禁錮) 第13条(略) 2 禁錮は、刑事施設に拘置する。	○刑法 (拘禁刑) 第12条(略) 2 拘禁刑は、刑事施設に拘置する。 3 拘禁刑に処せられた者には、 改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。 第13条 削除

【出典】法務省資料「拘禁刑下の矯正処遇等について」より

<https://www.moj.go.jp/content/001437235.pdf>

「懲役」と「禁錮」を廃止し、新たな刑として「拘禁刑」を創設されることを受け、介護保険被保険者証の裏面等にある表記名を変更する必要がある。

地域支援事業実施要綱、介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインの一部改正により、「介護予防・生活支援サービス事業」の名称が「サービス・活動事業」に見直されたこと等を受けて、介護保険被保険者証の裏面等にある表記を変更する必要がある。

①②の内容から、標準仕様書の改定(影響箇所)は、次ページのとおりになります。

4. 被保険者証等における記載事項変更対応(2/2)

検討論点

① 総合事業の名称変更

令和6年8月5日に通知されました「地域支援事業実施要綱」、及び、「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」の改正内容から、介護予防・日常生活支援総合事業における第一号事業の名称が「介護予防・生活支援サービス事業」から、「サービス・活動事業」へ変更されたことに伴う見直しが必要となる。

第5.0版案の概要

変更される用語を利用している箇所の見直しとして、標準仕様書の本編、及び、帳票レイアウトに記載があるため、以下を見直しました。

【対応箇所】

介護保険システム標準仕様書(本編)P6

帳票レイアウト(4帳票)

帳票ID 0230009:資格-03_介護保険資格者証

帳票ID 0230010:資格-04_介護保険被保険者証

帳票ID 0230105:受給-37_介護保険負担割合証

帳票ID 0230146:給付-03_居宅(介護予防)サービス計画・介護予防ケアマネジメント依頼の届出に関するお知らせ

※修正イメージ※

介護予防・生活支援サービス事業サービス・活動のサービスを受けよう。

検討論点

② 刑法改正に伴う対応等の整備政省令の通知

刑法等の一部を改正する法律(令和4年6月13日成立、令和7年6月1日施行)により、「懲役」と「禁錮」が廃止され、新たな刑として「拘禁刑」を創設されたことに伴う見直しが必要となる。

第5.0版案の概要

見直された用語を利用している箇所への対応として、帳票レイアウトに記載があるため、以下を見直しました。

【対応箇所】 帳票レイアウト(12帳票)

帳票ID 0230009:資格-03_介護保険資格者証

帳票ID 0230010:資格-04_介護保険被保険者証

帳票ID 0230084:受給-16_介護保険利用者負担額減額・免除認定証

帳票ID 0230085:受給-17_介護保険利用者負担額減額・免除等認定証(特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証)

帳票ID 0230086:受給-18_社会福祉法人等利用者負担軽減確認証(社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度)

帳票ID 0230087:受給-19_社会福祉法人等利用者負担軽減確認証(特例措置対象者)(社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度)

帳票ID 0230088:受給-20_訪問介護利用者負担額減額認定証(障害ホームヘルプサービス利用者等の利用者負担額軽減措置)

帳票ID 0230089:受給-21_介護保険負担限度額認定証

帳票ID 0230090:受給-22_介護保険特定負担限度額認定証(特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証)

帳票ID 0230099:受給-31_離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減確認証

帳票ID 0230102:受給-34_中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減確認証

帳票ID 0230105:受給-37_介護保険負担割合証

※修正イメージ※

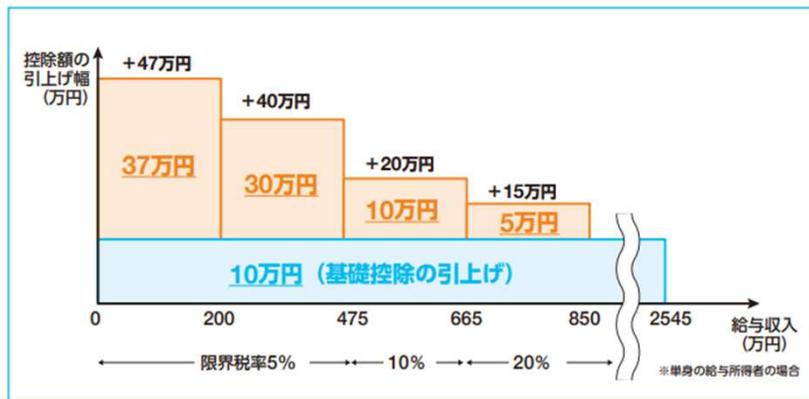
、刑法により詐欺罪として懲役拘禁刑の処分を受けます。

5. 令和7年度税制改正大綱に伴う対応

○ 検討論点4「令和7年度税制改正大綱に伴う対応」は以下のとおりです。令和7年度税制改正の大綱(令和6年12月27日閣議決定)における「給与所得控除の見直し(55万円の最低保障額を65万円に引き上げ)」等により、所得要件等の見直しを検討されており、今後の制度所管担当課における検討結果を踏まえて、標準仕様書に影響がある場合は所要の改定を行う予定です。(継続検討)

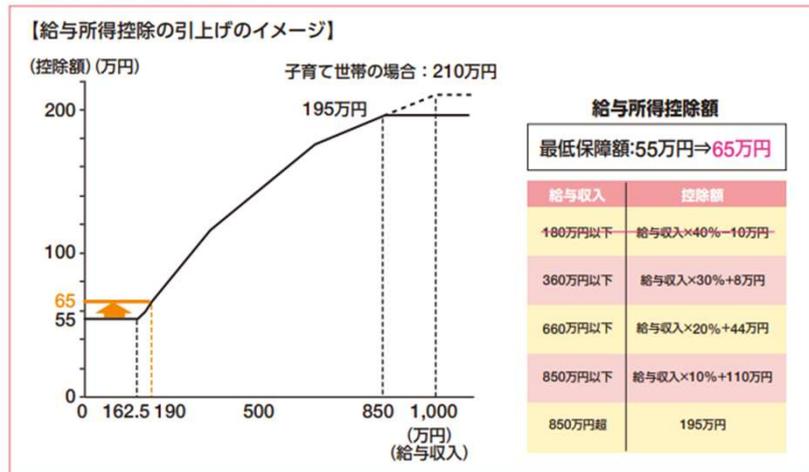
① 基礎控除

- 物価動向を勘案し最高48万円から10万円(20%程度)引き上げて最高58万円にしたうえで、低～中所得者の税負担に配慮し、所得階層ごとに最高37万円の控除額の上乗せを行います。



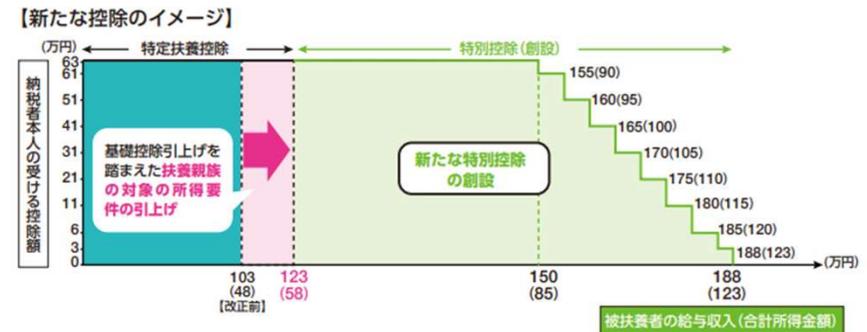
② 給与所得控除

- 物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応すると観点から、最低保障額を55万円から65万円に10万円引き上げます。



③ 特定扶養控除の見直し・特別控除の創設等

- 現下の厳しい人手不足の状況において、特に大学生のアルバイトの就業調整に対応するため、19歳以上23歳未満の大学生年代の子等の合計所得金額が85万円(給与収入150万円に相当)までは、親等が特定扶養控除と同額(63万円)の所得控除を受けられ、大学生年代の子等の合計所得金額が85万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逓減する仕組みを導入します。
- 扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件について、基礎控除と同額の48万円(給与収入103万円に相当)を、基礎控除の引上げを踏まえ、58万円(給与収入123万円に相当)とします。



(※) 上記の給与収入及び合計所得の金額は、令和7年度改正案による給与所得控除の最低保障額の引上げ(+10万円)適用後の金額である(〔改正前〕の部分を除く。)

【出典】財務省「令和7年度税制改正」(令和7年3月発行)より
https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei25.html

現在検討中のため、見直しが決まりましたら、改定が必要な場合は、対応内容と標準仕様書の改定案を展開いたします。

6. 高額合算自動償還への対応

○ 検討論点5「高額合算自動償還への対応」は以下のとおりです。

検討論点	第5.0版案の概要
<p>＜令和6年度下期 継続検討事項:高額合算自動償還への対応＞ 帳票「高額医療合算介護(予防)サービス費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」に「意思確認」の欄が追加される見込みとされているため、提示された参考様式を確認し、必要に応じて「給付-44_高額医療合算介護(予防)サービス費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」の帳票詳細要件および帳票レイアウトを見直す。 また、帳票項目や国保連合会とのインターフェース仕様の変更内容により、必要に応じて、機能要件の管理項目の見直しを行い、見直し内容によってデータ要件(基本データリスト)や連携要件(機能別連携仕様)の見直しを調整する。</p>	<p>現在、帳票「高額医療合算介護(予防)サービス費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」のレイアウトや、国保連合会との連携に関するインターフェース仕様が提示されていないため、標準仕様書への反映は対応案等の提示があり次第、見直しを行います。 なお、標準仕様書への影響としては「給付-44_高額医療合算介護(予防)サービス費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」の帳票レイアウトの見直しのみを想定しています。 インターフェース仕様の変更による介護保険システムへの影響は帳票レイアウト以外にも発生する見込みです。</p>

※ 国民健康保険、及び、後期高齢者医療保険の担当部局と国保中央会を交えて調整中となります。

7. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し(1/4)

No	ご意見・ご質問の内容	第5.0版案の概要
1	<p>【対象箇所】1.介護保険共通 機能ID 0230035、0230036、0230037、0230038 「オンラインによる転出届・転入(転居)予約地方公共団体向けガイドライン」について確認致しましたが、実装必須ではなく標準オプションで良いと考えますので、再度ご確認をお願い致します。 「オンラインによる転出届・転入(転居)予約地方公共団体向けガイドライン」の「【別紙1】To-Be 業務フロー(自治体・住民).xlsx」に介護保険担当課の運用例が記載されておりました。 この資料の「2.【転入先自治体】転出証明書情報事前確認⇒転入準備①②」シートや「2.【転入先自治体】転出証明書情報事前確認⇒転入準備③」シートを確認したところ、住民異動担当課の行にて「関係部局にて事前準備を実施」の分岐があり、事前準備を実施するかしないかが運用によって分かれる記載となっております。 事前準備を実施される保険者では「0230035、0230036、0230037、0230038」の機能が必要と想定されますが、実施しない保険者では不要の機能であると解釈しております。そのため、0230035、0230036、0230037、0230038は、実装必須ではなく標準オプションとするのが適切と考えています。 「オンラインによる転出届・転入(転居)予約地方公共団体向けガイドライン」については参考として提示されているガイドラインであり、介護保険課にて転入予約情報を照会するといった運用は多くの介護保険課で実施されていないと想定しております。また、他業務(国民健康保険や後期高齢者や障害福祉など)では標準オプションとなっている機能ですので、他業務との足並みを揃える意味でも標準オプションとするのが適切と考えております。</p> <p>※上記以外に同趣旨意見が4件あり。</p>	<p>ご意見を踏まえ、介護保険における転入者の事務処理の負荷軽減の効果が未知数であることや自治体によっては運用されないことも十分に考えられることから、機能・帳票要件_1.介護保険共通の機能ID 0230035、0230036、0230037、0230038、0230178を実装必須機能から、標準オプション機能へ変更しました。</p>

<修正箇所>機能・帳票要件_1.介護保険共通 機能ID 0230035(機能ID 0230036～0230038、0230178も同様に修正)

機能・帳票要件 ※ 小項目には機能ID(旧)のIDを設定している。 【実装区分】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分 介護保険システム 認定審査会システム	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
1 介護保険共通	1.1 他システム連携	1.1.47.	修正	0230035	転入前に、住民記録システムから転出証明書情報(番号利用法に規定する個人番号を除く。以下同じ。)のうち関係する情報を取得できること。	◎ ○	連携項目は、機能別連携仕様(介護保険)に定めるとおりとする。 機能ID 0230033と同様、「自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書(令和5年1月20日総務省)」により構築された申請管理機能を有するシステムの継続利用が経過措置として認められている。連携方式3、4に基づく連携は本経過措置に基づき認められるものであることに留意すること。	【第5.0版】実装区分を◎から○へ変更、適用基準日を削除	令和8年4月1日

実装区分を実装必須機能“◎”から標準オプション機能“○”へ変更しました。

7. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し(2/4)

No	ご意見・ご質問の内容	第5.0版案の概要
2	<p>○帳票ID:0230124 一の調査員に、複数の被保険者分を一括して依頼可能な帳票も作成してほしい(理由:被保険者ごとの依頼書の発行は、事務が煩雑で紙も多く使用するため)</p> <p>○機能ID0230685の「介護保険 要介護認定訪問調査依頼書」■帳票詳細要件シート:認定-04■と、機能ID0230700の「介護保険 主治医意見書提出依頼書」■帳票詳細要件シート:認定-06■の2件は、帳票が対象者一人一枚の標準仕様になっています。本市では、対象者を依頼先ごとに一覧にした帳票を使用し、印刷枚数を削減することで事務効率を図っています。一人一枚仕様は、印刷枚数の増加に伴い、郵送経費の増加や事務が煩雑となるだけでなく誤封入のリスクを負うため、帳票の仕様に一覧形式も追加し、選択できるようにしていただくよう要望します。</p> <p>○帳票ID:0230126 一の医療機関に、複数の被保険者分を一括して依頼可能な帳票も作成してほしい(理由:帳票ID:0230124と同様)</p>	<p>ご意見を踏まえ、一覧形式での帳票を出力できる機能を以下のとおり追加しました。</p> <p>【対応箇所】</p> <p>機能・帳票要件_7.認定管理 機能ID 0231459、0231460 帳票詳細要件_7.認定管理 帳票ID 0230221~0230224 帳票レイアウト_7.認定管理</p> <p>帳票ID 0230221 24.介護保険 要介護認定訪問調査依頼について 帳票ID 0230222 25.介護保険 要介護認定訪問調査依頼書(一覧) 帳票ID 0230223 26.介護保険 主治医意見書提出依頼について 帳票ID 0230224 27.介護保険 主治医意見書提出依頼書(一覧)</p>

<修正箇所>機能・帳票要件_7.認定管理 機能ID 0231459、0231460

機能・帳票要件 ※小項目には機能ID(旧)のIDを設定している。				【実装区分】◎:実装必須機能、○標準オプション機能、×:実装不可機能						
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
						介護保険システム	認定審査会システム			
7 認定管理	7.2 認定調査		追加	0231459	「介護保険 要介護認定訪問調査依頼について」「介護保険 要介護認定訪問調査依頼書(一覧)」を出力できること。 ※一括出力もできること ■帳票詳細要件シート:認定-24■ ■帳票詳細要件シート:認定-25■	○	○	「介護保険 要介護認定訪問調査依頼について」は、「介護保険 要介護認定訪問調査依頼書(一覧)」を送付する際の送付状として利用する想定である。なお、一覧のみの出力も可能とする。	【第5.0版】にて新規追加	
7 認定管理	7.3 意見書作成		追加	0231460	「介護保険 主治医意見書提出依頼について」「介護保険 主治医意見書提出依頼書(一覧)」を出力できること。 ※一括出力もできること ■帳票詳細要件シート:認定-26■ ■帳票詳細要件シート:認定-27■	○	○	「介護保険 主治医意見書提出依頼について」は、「介護保険 主治医意見書提出依頼書(一覧)」を送付する際の送付状として利用する想定である。なお、一覧のみの出力も可能とする。	【第5.0版】にて新規追加	

4つの帳票を出力する機能を追加しました。

追加した帳票詳細要件と帳票レイアウトについて、別添の介護保険システム標準仕様書【第5.0版】(案)をご確認ください。

7. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し(3/4)

No	ご意見・ご質問の内容	第5.0版案の概要
3	<p>【レコード番号】7551 【課題名】主治医への介護認定情報提供について 【課題内容】 本市では毎月末に医療機関、主治医毎に情報提供対象者を1枚の帳票に集約して通知しております。 しかし、「標準仕様書【第3.0版】帳票レイアウトP172」に示されている帳票では、対象者一人につき1枚の認定情報を出力するレイアウトとなっております。ベンダから「示されているレイアウトで帳票出力する必要があるため、現行どおりの取り扱いはできなくなる」と説明を受けました。 この場合、対象者分の情報提供を出力しなければならなくなるため、作成する帳票の枚数が現在の3倍ほどになることが見込まれ、紙使用量、印刷経費、郵送料、業務量の増大等が懸念されています。 このことから、以下の2点についてお伺いします。 ①医療機関、主治医毎の情報提供対象者を1枚に集約した帳票がレイアウトとして追加される予定はないでしょうか。 ②帳票が追加されない場合でも、現行の取り扱いと同様に集約して情報提供を行うことは不可能でしょうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、一覧形式での帳票を出力できる機能を以下のとおり追加しました。 【対応箇所】 機能・帳票要件_7.認定管理 機能ID 0231462 帳票詳細要件_7.認定管理 帳票ID 0230225 帳票レイアウト_7.認定管理 28.介護保険要介護認定結果の情報提供のお知らせ</p>

<修正箇所> 機能・帳票要件_7.認定管理 機能ID 0231462

機能・帳票要件				※ 小項目には機能ID (旧) のIDを設定している。		【実装区分】 ◎：実装必須機能、○標準オプション機能、×：実装不可機能			要件の考え方・理由	備考 (改定内容等)	適合基準日
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種類)	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由	備考 (改定内容等)	適合基準日	
					介護保険システム	認定審査会システム					
7 認定管理	7.7 情報提供		新規追加	0231462	「介護保険要介護認定結果の情報提供のお知らせ」を出力できること。 ■帳票詳細要件 シート：認定-28 ■	○	○	当帳票は、「認定-21_介護保険要介護認定結果の情報提供について」と同様の内容を複数人分を出力する帳票である。	【第5.0版】にて新規追加		

帳票を出力する機能を追加しました。

追加した帳票詳細要件と帳票レイアウトについて、別添の介護保険システム標準仕様書【第5.0版】(案)をご確認ください。

7. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し(4/4)

No	ご意見・ご質問の内容	第5.0版案の概要
4	<p>(国保中央会より)</p> <p>原案作成委託料関係の処理については介護保険審査支払等システムの標準機能として追加され、令和5年11月よりシステム事務連絡における保険者インタフェースにて、そのインタフェース等を公開しているところですが、標準仕様書第4.1版(令和7年1月)を確認したときに、原案作成委託料関係の機能要件を見つけることができませんでした。</p> <p>機能要件に追加する予定はあるか、なければ記載しないこととなった経緯について確認させていただきたく存じます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、原案作成委託料業務の情報を管理(登録・修正等)を行う機能要件と、国保連合会との連携に関する機能要件を、標準オプション機能として以下のとおり追加しました。</p> <p>【対応箇所】</p> <p>機能・帳票要件_8.給付管理 機能ID 0231463~0231465</p>

<修正箇所>機能・帳票要件_8.給付管理 機能ID 0231463~0231465

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID (旧) のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
8 給付管理	8.1 給付共通管理		新規追加	0231463	原案作成委託料支払業務の情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 機能ID 0231464、0231465の【連携情報】に定める国保連合会とのインタフェースに準拠	○		【第5.0版】にて新規追加	
8 給付管理	8.1 給付共通管理		新規追加	0231464	国保連合会に、原案作成委託料支払業務の情報を提供する。 【連携情報】 ・原案作成委託料異動連絡票(基本)情報 ・原案作成委託料異動連絡票(保険者単位・証記載保険者単位)情報 ・原案作成委託料異動連絡票(事業所単位)情報 ・原案作成委託料訂正連絡票(基本)情報 ・原案作成委託料訂正連絡票(保険者単位・証記載保険者単位)情報 ・原案作成委託料訂正連絡票(事業所単位)情報	○		【第5.0版】にて新規追加	
8 給付管理	8.1 給付共通管理		新規追加	0231465	国保連合会に、原案作成委託料支払業務の情報を照会する。 【連携情報】 ・原案作成委託料台帳(基本)情報 ・原案作成委託料台帳(保険者単位・証記載保険者単位)情報 ・原案作成委託料台帳(事業所単位)情報	○		【第5.0版】にて新規追加	

必要情報の登録機能、及び、国保連合会との連携機能を追加しました。